

砥部町農業集落排水事業経営戦略

団 体 名 : 愛媛県 砥部町

事 業 名 : 農業集落排水事業

策 定 日 : 令和 4 年 3 月

計 画 期 間 : 令和 4 年度 ～ 令和 13 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施 設

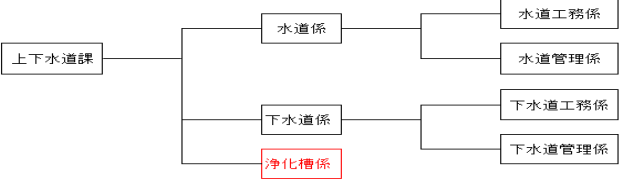
供 用 開 始 年 度 (供 用 開 始 後 年 数)	広田処理区：平成12年度（21年） 総津処理区：平成19年度（14年）	法適(全部適用・一部適用) 非 適 の 区 分	令和4年4月1日 全部適用
処 理 区 域 内 人 口 密 度	広田処理区：16人/ha（118人/7.4ha） 総津処理区：8人/ha（207人/24.5ha） ※令和2年度末現在	流 域 下 水 道 等 へ の 接 続 の 有 無	なし
処 理 区 数	2処理区		
処 理 場 数	2箇所 (広田地区処理施設、総津地区処理施設)		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	なし		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。
「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。
「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 使 用 料

一般家庭用使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方	現在、総津処理区においては全戸に町管理の水道メーターを設置しているが、広田処理区においては町管理の水道メーターのほか、地元管理の簡易給水施設利用地域がある。また、一世帯あたりの人口も少なく、使用水量も少ないことから水量を基にした料金算定は行わず、安定的に一定の料金収入が得られるようにするため、一世帯ごとに2,400円の基本料金に利用者1人あたり350円を人数加算し、施設使用料としている。 (計算式)2,400円+350円/人×使用人数+消費税及び地方消費税(10円未満切り捨て)		
業務用使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方	基本料金は一般家庭と同じであるが、利用人数については建物の浄化槽の算定入槽に用途別流入率を考慮した数値を基に算出している(「建築物の用途別における尿尿浄化槽の処理対象人員算定基準」による。)。		
その他の使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方	無		
条 例 上 の 使 用 料	平成30年度 3,720 円	実 質 的 な 使 用 料	平成30年度 5,099 円
※ 過 去 3 年 度 分 を 記 載	令和元年度 3,790 円		令和元年度 4,766 円
	令和2年度 3,790 円		令和2年度 4,705 円

③ 組織

職 員 数	農業集落排水事業は、公共下水道事業職員が兼務しており、専属職員は配置していない。事務職員と技術職員が分担して業務の一部を担っている(下水道係:正職員6名+会計年度任用職員1名)。 (参考)組織図  ※令和4年4月1日より上下水道課へ浄化槽係が移管される
事業運営組織	使用料徴収事務及び予算・決算事務については、会計年度任用職員を含む事務系職員で、処理施設及び設備の維持管理については、技術系職員で担っている。

(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	施設(処理場及び中継マンホールポンプ施設)の維持管理については、3年契約で維持管理業者へ委託している。入札により実施。現在、3年契約の最終年度である。
	イ 指定管理者制度	なし
	ウ PPP・PFI	なし
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	なし
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	なし

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

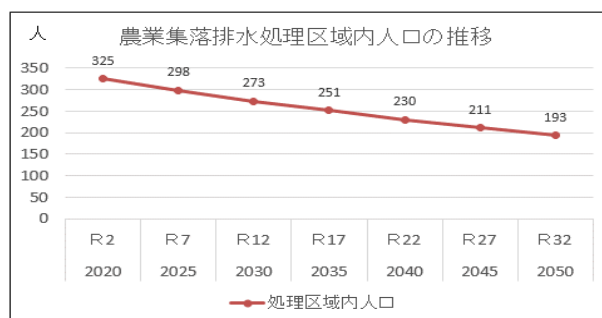
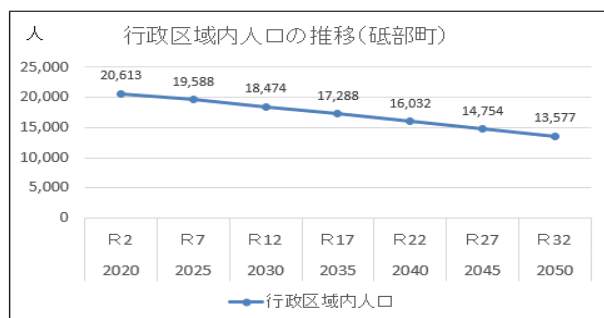
(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について」(公営企業三課室長通知))による経営比較分析表を添付すること。

別添 経営比較分析表(令和2年度決算)のとり。

2. 将来の事業環境

(1) 処理区域内人口の予測



農業集落排水施設の整備区域である広田(玉谷・大内野)地区については平成12年度に、総津地区については平成19年度に整備が完了している。2つの処理区とも、広田地域の中でも人口密集地域であるが、60歳以上の人口が多く、若者・子ども世代の人口が少ないことから少子高齢化が進んでおり、今後さらに人口が減少していくことが予想される。上の右図は、農業集落排水処理区域内人口の推移を表したものである。令和2年度末現在は325人であるが、30年後は、ほぼ半減する見込みとなっている。

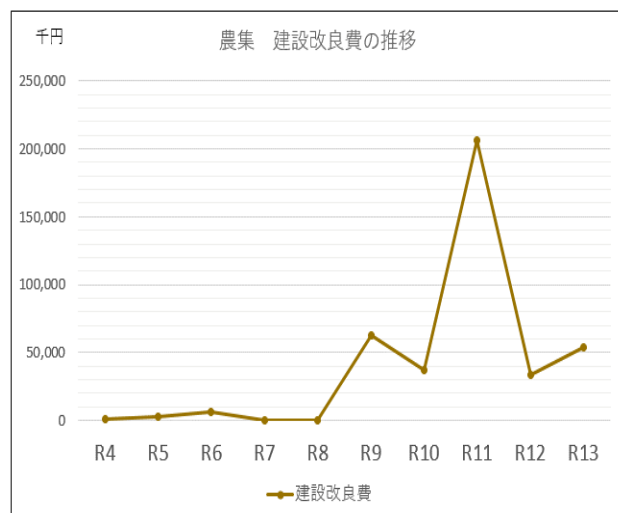
(2) 有収水量の予測

前述の人口予測のとおり、処理区域内人口の減少が進んでいくため、有収水量についても同様に減少する見込みとなっている。

(3) 使用料収入の見通し

前述で述べた人口予測のとおり、人口減少・有収水量の減少が進んでいくため、使用料収入についても同様に減少する見込みとなっている。

(4) 施設の見通し



広田処理区については供用開始から21年経過しており、管渠は耐用年数が50年とされているため直近の課題とはなっていないが、処理施設の建屋内の躯体の一部腐食が認められ、施設の長寿化に向けての定期的な修繕が必要である。

平成30年度に策定した「農業集落排水施設最適整備構想」によれば、広田処理区においては、令和9年度に管路施設の一部改築と汚水処理施設の機械・電気設備の更新をすることとなっている。総津処理区においては、平成27～29年度実施済みである機能診断調査結果をふまえ、令和11年度に管路施設の布設替工事をする事となっている(左図参照)。しかしながら「農業集落排水施設最適整備構想」は、施設の機能保全を重点として策定した構想であり、人口減少は加味していない。

したがって、両施設の整備については、本構想を参考にしつつ、人口減少を視野に入れて適切な施設維持管理を行わなければならない。過剰な投資とならないよう、施設の改築・更新については十分な精査が必要である。

(5) 組織の見通し

1(1)の③で述べたように、令和4年4月1日より、上下水道課へ浄化槽係を移管する。現在、下水道事業は公共下水道及び農業集落排水の2事業であるが、令和4年度より地方公営企業法の全部適用とし、3つの事業を統合し、「砥部町下水道事業」として、生活排水に係る事業の効率化を図る。

3. 経営の基本方針

農業集落排水については、広田地域の一部(玉谷・大内野地区、総津地区)において整備しており、平成18年度末に計画区域全ての整備を完了している。供用開始後、広田処理区は21年、総津処理区は14年経過し、年々利用者は減少傾向にあり、13年後の2035年(令和17年)には、処理区域内人口は令和2年度から22%減少し、251人となる見込みとなっている。また、少子高齢化が進んでおり、今以上の利用者の増加が見込めない状況であり、このことから使用料収入も減少する見込みで、現在の使用料水準では施設の維持管理費をまかなうことができない。処理施設においては、機械設備の耐用年数が到来しているものがあり、安定した維持管理を行うためにも、計画的な機器の更新を行う必要がある。そのため、過剰な設備投資とならないよう、十分に現状把握をして、効率的な維持管理を行う。

今後においては、以下の項目を基本方針として、健全な事業運営に努める。

1. 施設等の改修費用や人口動態を的確に見込むとともに、利用者負担の在り方について検証を行い、使用料単価の見直しを検討する。
2. 施設・設備の維持管理を適正に行い、長寿命化を図る。
3. 一般会計からの繰入金については、財政担当課と協議の上、起債元利償還金に係る額を適正に繰入する。
4. 施設の維持管理については、経費節減に努めるとともに、公共下水道施設と合わせて総合的な管理運営体制の構築を検討する。

4. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

※赤字がある場合には(3)において、その解消方法が示されていることが必要

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

目 標	利用者減少を視野に入れて、過剰な投資とならないよう施設管理を行う。
-----	-----------------------------------

・従来の官庁会計では一般会計からの繰入金により損失補てんをしていたため、表面上は黒字決算となっていたが、企業会計に置き換えてシミュレーションを行った結果、別紙「投資・財政計画(収益的収支)」の推計より、令和4年度以降は毎年経常損失が発生し、法適用初年度決算より欠損金が発生している。企業会計化により、使用料収入のみでは維持管理費等の費用が賄えていないことが浮き彫りになった形となっている。一般会計からの繰出金を元金償還金のための補てんに抑えており、繰出金の抑制にはなっているが、農集の欠損を公共下水道の利益剰余金でカバーしなければならず、公共下水道事業の経営を圧迫する結果となる。経営上、同じ下水道事業での資金繰りで数年は持つが、確実に資金ショートを起こすこととなる。このことから、使用料の見直しは喫緊の課題として、早期に取り組む必要がある。

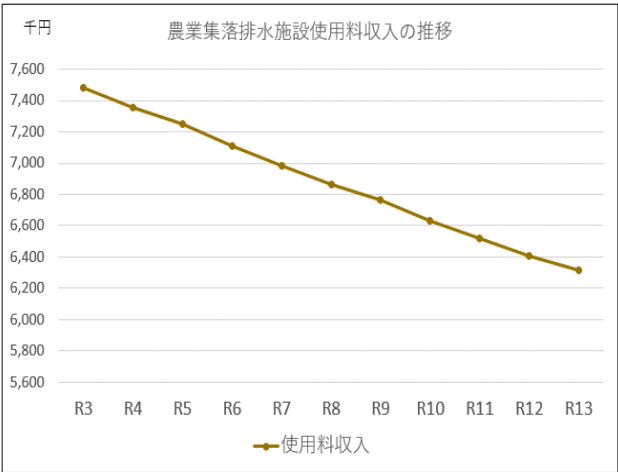
・管渠については、供用開始後、広田処理区については21年、総津処理区については14年経過しており、ストックマネジメントを適切に実施する時期にきている。豪雨の際、流入水量が増加する現象が発生しているため、不明水の可能性を視野に入れて適切な維持管理を行う。

・処理施設については、最適整備構想に基づき実施予定であるが、人口減少による利用者の減少も鑑み、過剰な投資とならないよう十分に検討の上、施設管理を行う。

・現存施設については、耐震基準を満たしており、新たな耐震化対策費は見込んでいないが、建屋内の躯体について一部腐食が認められる箇所があるため、安全な施設運営のため、長寿命化対策を適正に実施していく。

② 収支計画のうち財源についての説明

目 標	①令和13年度までに経費回収率70%を目指す。 ②一般会計繰入金の基準外繰入を抑制する。
-----	---



使用料収入については、平成28年度以降、減少傾向となっている。令和2年度における経費回収率(使用料収入/維持管理費×100)は、53.8%で、使用料収入で維持管理費を賄うことができておらず、事業全体の不足額を一般会計からの繰入金で補っている状況である。使用料収入の推計を行った結果(左図)、令和13年度には、令和3年度と比べて、15%減少する推計結果となった。

このままでは、将来、人口減少に伴う使用料収入の低下、管渠等の施設の老朽化に伴う経費の増加などが見込まれる中で、より厳しい経営状態になることが予想される。そのため、汚水処理費用を使用料収入で賄えるよう、使用料の適正な水準を目指していく必要がある。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

営業費用	職員給与費	・ 2018-2020年度の過去3年実績平均値の横引きで推計。
	動力費	・ 2020年度実績に年間有収水量の増減率を乗じて推計。
	修繕費	・ 過去実績平均（2016-2020）の横引きで推計。
	委託料	・ 過去実績平均（2016-2020）の横引きで推計。
	その他経費	・ 過去3年実績平均の横引きで推計。
	※(注記)	・ 物価等を勘案したうえで、据え置くシミュレーションとした。
	減価償却費	既存分+新規分計算 (既存固定資産の減価償却費) ・ 減価償却予定額（事業体データ）により計上 (新規固定資産の減価償却費) ・ 将来投資額の工種を区分して減価償却費を推計（工種ごとの耐用年数の設定）
営業外費用	支払利息	既存分+新規分計算 (既存発行分) ・ 支払利息＝支払予定額（事業体データ）により計上 (新規発行分) ・ 支払利息＝下記企業債を以下のロジックで償還した場合の支払利息を試算 ⇒元利均等返済、据置なし30年償還で推計 ⇒新発行債の発行利率は年1.0%で設定
	その他営業外費用	・ 原則として「0」で推計。
	特別損失	・ 原則として「0」で推計。

(3)投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

* 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	愛媛県が主催する汚水処理事業広域化・共同化検討会に参加している。 (地理的条件から、2施設の統合は難しいことと、近隣自治体と当町の処理区域が近接しておらず、広域化・共同化については実施予定はない。)
投資の平準化に関する事項	大規模改修については、基本的に過剰な投資は行わず、施設の最適整備構想を参考にして具体的な時期や内容について検討し、必要に応じて収支計画に見込むこととする。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	施設の縮小等を検討する際にあわせて検討する。
その他の取組	特になし。

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	現行の料金体系では維持管理費が賄えておらず、一般会計からの繰入金に依存している状況である。人口減少する中、現況では健全な事業運営が成り立たないため、使用料については経費回収率を80%以上とすることを目標に、見直しを検討する。
資産活用による収入増加の取組について	現状においては活用する資産を有していないが、施設の縮小等により余剰資産が生じた場合は活用にあつめる
その他の取組	過剰な投資とならないよう、財源についても十分に検討し、可能な限り国県補助金等を活用する。

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	施設の維持管理に関しては、公共下水道事業で運用する業務を統合し、包括的民間委託での実施を検討する。
職員給与費に関する事項	なし。
動力費に関する事項	著しい物価変動や処理水量の見込に変化が生じた場合は、適宜見直すこととする。
薬品費に関する事項	著しい物価変動や処理水量の見込に変化が生じた場合は、適宜見直すこととする。
修繕費に関する事項	簡易な修繕については、施設の維持管理業務に含めることを検討する。
委託費に関する事項	経常的な業務については可能な限り複数年契約とし、事務の効率化及び業務量の減少につなげる。
その他の取組	機材、物品等については、その内容によってリースで対応する等、費用の平準化についても検討する。

5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、 改定等に関する事項	毎年度、適切な進捗管理を行う。また、5年を目安に見直しを行うことによりPDCAサイクルを効果的に回して、本経営戦略の事後検証、点検を実施する。
-------------------------	---

公共下水道整備区域



公共下水道浄化センター

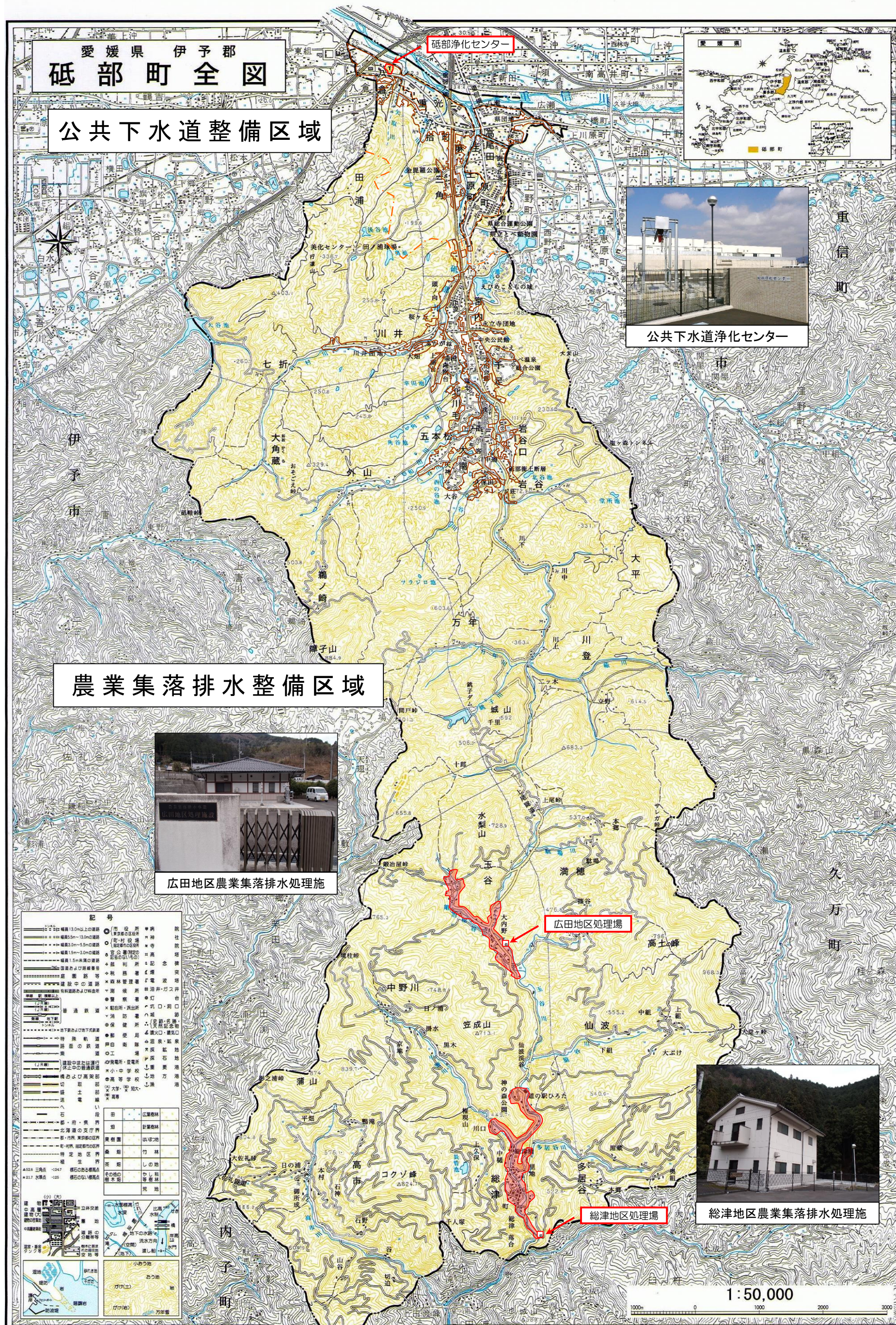
農業集落排水整備区域



広田地区農業集落排水処理施



総津地区農業集落排水処理施



経営比較分析表（令和2年度決算）

愛媛県 砥部町

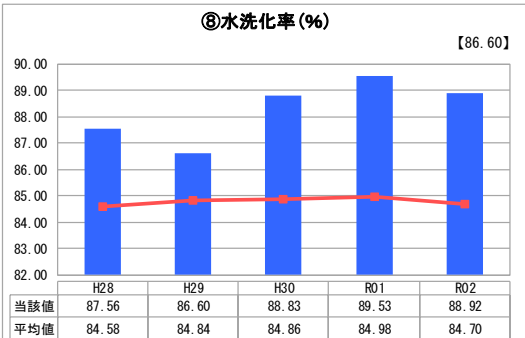
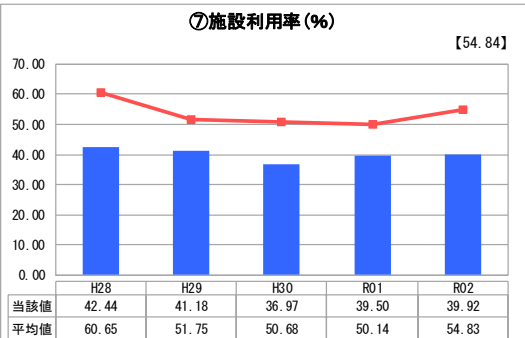
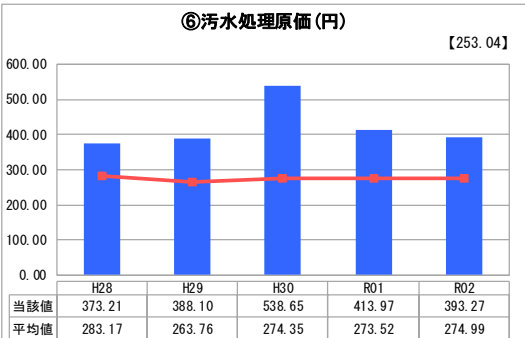
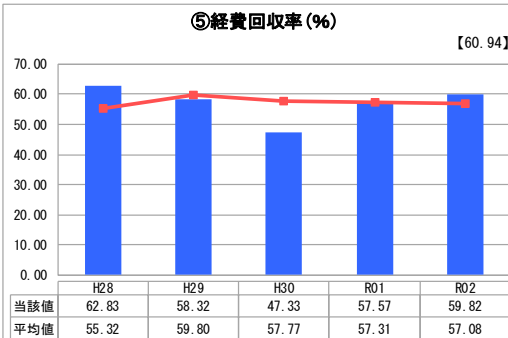
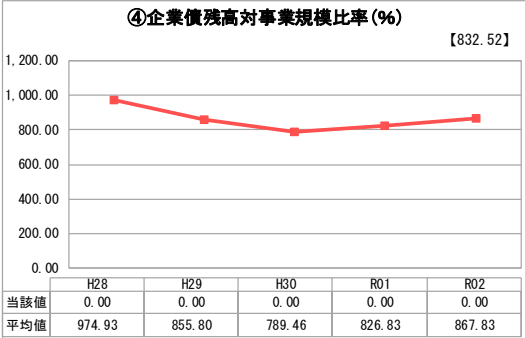
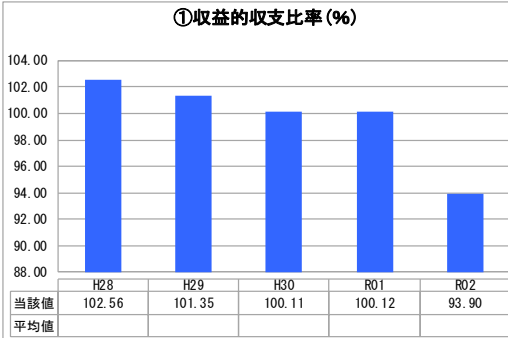
業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法非適用	下水道事業	農業集落排水	F2	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20m ³ 当たり家庭料金(円)
-	該当数値なし	1.58	100.00	3,790

人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
20,714	101.59	203.90
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km ²)	処理区域内人口密度(人/km ²)
325	0.32	1,015.63

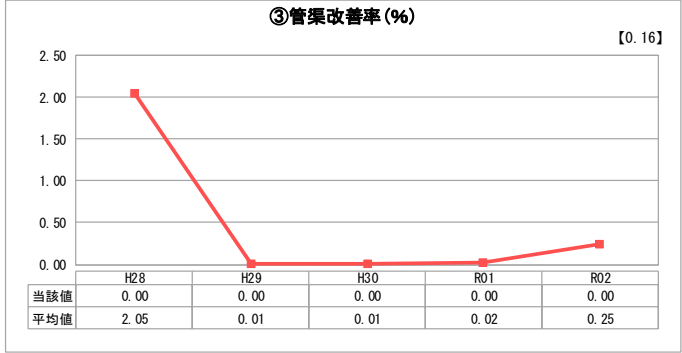
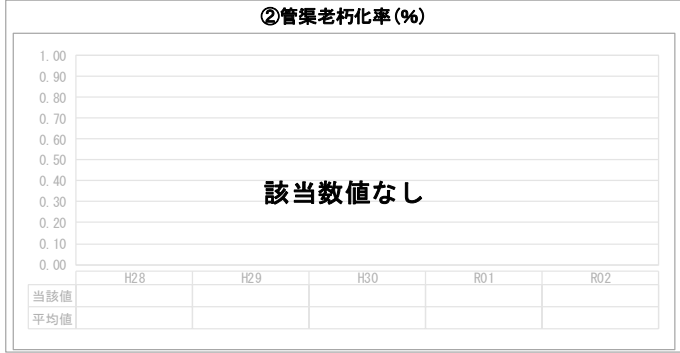
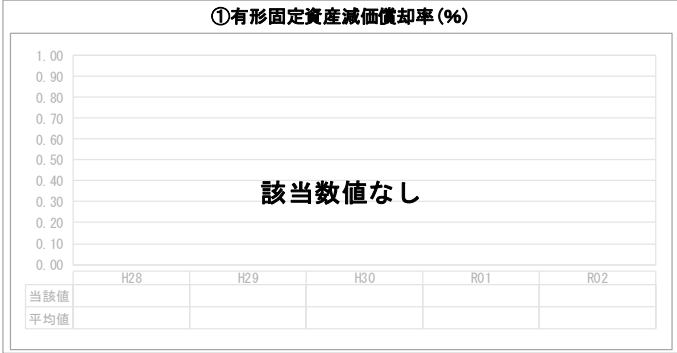
グラフ凡例

- 当該団体値（当該値）
- 類似団体平均値（平均値）
- 【】 令和2年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性



2. 老朽化の状況



1. 経営の健全性・効率性について

- ①収益的収支比率について
事業費の不足分及び地方債償還金については、一般会計からの繰入金で賄っている。農業事業は、令和4年度より地方公営企業法を適用（全部適用）した事業に移行する。このため固定資産調査業務で借入れた地方債の財源があり、比率が94%となっている。
- ④企業債残高対事業規模比率について
公債費相当額を一般会計から繰り入れているため、他会計で負担している状況となっており、比率には表れない。
- ⑤経費回収率について
使用料収入は、平成28年度以降減少傾向となっており、依然として経費回収率は横ばいとなっている。利用戸数の減少により、使用料収入では維持管理費を賄うことができない状況が続いており、公共下水道事業と比較しながら使用料金の公平性が保たれているか検証していく。
- ⑥汚水処理原価について
施設の老朽化により、維持管理にかかる費用も増加している。また、突発的な修繕や施設付帯設備費が高額となることにより、汚水処理原価は高い水準となっている。老朽化対策も含め計画的な修繕を実施し、経費節減に努める。
- ⑦施設利用率について
地理的な要因等により、人口増加を見込むことができないため、施設の利用状況が採算ベースで見合っていない。地理的に公共下水道との統合も困難なため、将来的に規模縮小も検討していく必要がある。
- ⑧水洗化率について
既に計画区域内の整備を終え、そのほとんどが接続済みである。

2. 老朽化の状況について

- ①処理場及び管渠等
供用開始後20程度経過しているが、更新時期を過ぎた管渠はない。しかし、近年において不明水等の調査も実施しており、老朽化が進んでいる。今後、施設の最適化構想に基づき、老朽化対策及び長寿命化を図る必要がある。
- ②付帯設備及び中継ポンプ等
中継ポンプ及び施設内機器類については、使用後10年を超えたあたりから修繕や取替が必要となってくることから、汚水処理に支障をきたす前に計画的に交換等を実施していく。

全体総括

農業事業は、令和4年度から地方公営企業法を適用した事業に移行するため、令和2～3年度にかけて固定資産等の調査及び評価を実施する。このため、有形固定資産の状況や老朽化率等が明確化するとともに会計制度も大きく変わることとなる。農業2施設の統合も公共下水道への統合も困難であり、施設管理の包括的民間委託の検討を含め、限られた財源の中で適正な経営及び資産管理は必須の課題となる。また、令和3年度に経営戦略の見直しを行うことから、長期的視点で事業の在り方を検証していく必要がある。

※ 法適用企業と類似団体区分が同じため、収益的収支比率の類似団体平均等を表示していません。

投資・財政計画
(収支計画)

(単位:千円, %)

年 度			2020年度 令和2	2021年度 令和3	2022年度 令和4	2023年度 令和5	2024年度 令和6	2025年度 令和7	2026年度 令和8	2027年度 令和9	2028年度 令和10	2029年度 令和11	2030年度 令和12	2031年度 令和13	
区 分			(決 算)	(予 算)	(将来予測)	(将来予測)	(将来予測)	(将来予測)	(将来予測)	(将来予測)	(将来予測)	(将来予測)	(将来予測)	(将来予測)	
収 益 的 収 入	収 益	1. 営 業 収 益 (A)	7,416	7,481	7,357	7,251	7,107	6,985	6,866	6,767	6,632	6,519	6,407	6,314	
		(1) 料 金 収 入	7,415	7,479	7,357	7,251	7,107	6,985	6,866	6,767	6,632	6,519	6,407	6,314	
		(2) 受 託 工 事 収 益 (B)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		(3) そ の 他	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		2. 営 業 外 収 益	16,472	28,638	21,634	22,967	20,939	20,297	20,063	20,973	20,520	21,316	21,721	23,559	
	収 入	(1) 補 助 金	16,472	28,637	7,986	9,532	7,504	7,138	7,180	8,170	8,157	8,684	7,220	8,364	
		他 会 計 補 助 金	16,472	28,637	7,986	9,532	7,504	7,138	7,180	8,170	8,157	8,684	7,220	8,364	
		そ の 他 補 助 金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		(2) 長 期 前 受 金 戻 入	—	—	13,648	13,435	13,435	13,159	12,883	12,803	12,363	12,632	14,501	15,195	
		(3) そ の 他	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
収 支 出	収 益	収 入 計 (C)	23,888	36,119	28,991	30,218	28,046	27,282	26,929	27,740	27,152	27,835	28,128	29,873	
		1. 営 業 費 用	12,396	21,184	31,496	31,204	31,190	30,832	30,433	30,278	29,963	30,633	34,329	34,933	
		(1) 職 員 給 与 費	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		基 本 給 与 給 付 費	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		退 職 給 付 費	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	支 出	(2) 経 費	12,396	21,184	13,903	13,863	13,808	13,762	13,716	13,678	13,627	13,584	13,542	13,506	
		動 力 費	2,467	2,837	2,799	2,759	2,704	2,658	2,612	2,574	2,523	2,480	2,438	2,402	
		修 繕 費	258	273	923	923	923	923	923	923	923	923	923	923	
		材 料 費	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		そ の 他	9,671	18,074	10,181	10,181	10,181	10,181	10,181	10,181	10,181	10,181	10,181	10,181	
(3) 減 価 償 却 費	—	—	17,593	17,341	17,382	17,070	16,717	16,600	16,336	17,049	20,787	21,427			
支 出	2. 営 業 外 費 用	1,308	1,162	1,119	956	792	634	477	341	248	179	222	183		
	(1) 支 払 利 息	1,308	1,162	1,119	956	792	634	477	341	248	179	222	183		
	(2) そ の 他	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	支 出 計 (D)	13,704	22,346	32,615	32,160	31,982	31,466	30,910	30,619	30,211	30,812	34,551	35,116		
	経 常 損 益 (C)-(D) (E)	10,184	13,773	△ 3,624	△ 1,942	△ 3,936	△ 4,184	△ 3,981	△ 2,879	△ 3,059	△ 2,977	△ 6,423	△ 5,243		
特 別 利 益 (F)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
特 別 損 失 (G)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
特 別 損 益 (F)-(G) (H)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
当 年 度 純 利 益 (又 は 純 損 失) (E)+(H)			10,184	13,773	△ 3,624	△ 1,942	△ 3,936	△ 4,184	△ 3,981	△ 2,879	△ 3,059	△ 2,977	△ 6,423	△ 5,243	
繰 越 利 益 剰 余 金 又 は 累 積 欠 損 金 (I)			—	—	△ 3,624	△ 5,566	△ 9,502	△ 13,686	△ 17,667	△ 20,546	△ 23,605	△ 26,582	△ 33,005	△ 38,248	
流 動	資 産 (J)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
		う ち 未 収 金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	負 債 (K)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
		う ち 建 設 改 良 費 分	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		う ち 一 時 借 入 金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
う ち 未 払 金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
累 積 欠 損 金 比 率 ($\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$)			—	—	△ 49	△ 77	△ 134	△ 196	△ 257	△ 304	△ 356	△ 408	△ 515	△ 606	
地 方 財 政 法 施 行 令 第 15 条 第 1 項 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (L)			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
営 業 収 益 ー 受 託 工 事 収 益 (A)-(B) (M)			7,416	7,481	7,357	7,251	7,107	6,985	6,866	6,767	6,632	6,519	6,407	6,314	
地 方 財 政 法 に よ る 資 金 不 足 の 比 率 ((L)/(M) × 100)			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (N)			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (O)			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
健 全 化 法 施 行 令 第 17 条 に よ り 算 定 し た 事 業 の 規 模 (P)			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
健 全 化 法 第 22 条 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 比 率 ((N)/(P) × 100)			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	

※2020(令和2)年度及び2021(令和3)年度は官庁会計のため、地方公営企業法適用以前の数値。

投資・財政計画
(収支計画)

(単位:千円)

年 度		2020年度 令和2 ※	2021年度 令和3 ※	2022年度 令和4	2023年度 令和5	2024年度 令和6	2025年度 令和7	2026年度 令和8	2027年度 令和9	2028年度 令和10	2029年度 令和11	2030年度 令和12	2031年度 令和13
区 分		(決 算)	(予 算)	(将来予測)	(将来予測)	(将来予測)	(将来予測)	(将来予測)	(将来予測)	(将来予測)	(将来予測)	(将来予測)	(将来予測)
資本的 収 入	1. 企 業 債	—	10,200	—	—	2,718	182	—	17,200	16,228	92,872	1,356	23,929
	うち資本費平準化債	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	2. 他 会 計 出 資 金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	3. 他 会 計 補 助 金	1,528	—	12,995	13,157	13,149	13,201	12,623	35,198	11,237	8,434	41,385	10,768
	4. 他 会 計 負 担 金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	5. 他 会 計 借 入 金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	6. 国(都道府県)補助金	—	—	—	—	3,024	202	—	19,159	18,103	103,223	1,513	26,681
	7. 固 定 資 産 売 却 代 金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	8. 工 事 負 担 金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	9. そ の 他	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	計 (A)	1,528	10,200	12,995	13,157	18,891	13,585	12,623	71,557	45,568	204,529	44,254	61,378
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	純 計 (A)-(B) (C)	1,528	10,200	12,995	13,157	18,891	13,585	12,623	71,557	45,568	204,529	44,254	61,378
	1. 建 設 改 良 費	1,528	—	615	2,257	6,047	404	146	62,581	36,695	206,445	33,350	53,619
	うち職員給与費	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	2. 企 業 債 償 還 金	11,288	11,434	12,995	13,157	13,148	13,201	12,623	10,934	10,749	8,434	11,061	10,511
	3. 他会計長期借入返還金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	4. 他 会 計 へ の 支 出 金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	5. そ の 他	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	計 (D)	12,816	11,434	13,610	15,414	19,195	13,605	12,769	73,515	47,444	214,879	44,411	64,130
	資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (E)	11,288	1,234	615	2,257	304	20	146	1,958	1,876	10,350	157	2,752
補 填 財 源	1. 損 益 勘 定 留 保 資 金	—	—	615	2,257	304	20	146	1,210	1,207	1,733	157	1,282
	2. 利 益 剰 余 金 処 分 額	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	3. 繰 越 工 事 資 金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	4. そ の 他	—	—	—	—	—	—	—	748	669	8,617	—	1,470
	計 (F)	—	—	615	2,257	304	20	146	1,958	1,876	10,350	157	2,752
補 填 財 源 不 足 額 (E)-(F)		11,288	1,234	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
他 会 計 借 入 金 残 高 (G)		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
企 業 債 残 高 (H)		116,139	114,147	101,152	87,995	77,565	64,546	51,923	58,189	63,667	148,106	138,402	151,820

※2020(令和2)年度及び2021(令和3)年度は官庁会計のため、地方公営企業法適用以前の数値。

○他会計繰入金

(単位:千円)

年 度		2020年度 令和2	2021年度 令和3	2022年度 令和4	2023年度 令和5	2024年度 令和6	2025年度 令和7	2026年度 令和8	2027年度 令和9	2028年度 令和10	2029年度 令和11	2030年度 令和12	2031年度 令和13
区 分		(決 算)	(予 算)	(将来予測)	(将来予測)	(将来予測)	(将来予測)	(将来予測)	(将来予測)	(将来予測)	(将来予測)	(将来予測)	(将来予測)
収 益 的 収 支 分		16,472	17,203	7,986	9,532	7,505	7,138	7,180	8,170	8,156	8,684	7,220	8,363
	うち基準内繰入金	12,596	15,846	5,064	4,863	4,740	4,546	4,311	4,138	4,220	4,595	6,508	6,415
	うち基準外繰入金	3,876	1,357	2,922	4,669	2,765	2,592	2,869	4,032	3,936	4,089	712	1,948
資 本 的 収 支 分		1,528	—	12,995	13,157	13,149	13,201	12,623	35,198	11,237	8,434	41,385	10,768
	うち基準内繰入金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	うち基準外繰入金	1,528	—	12,995	13,157	13,149	13,201	12,623	35,198	11,237	8,434	41,385	10,768
合 計		18,000	17,203	20,981	22,689	20,654	20,339	19,803	43,368	19,393	17,118	48,605	19,131